

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	自治会集会施設の増改築修繕補助金									
担当部署	市民部	地域づくり推進課	事業コード	3						
所属長	宇津木 寿子		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	集会施設等整備			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	02	項	01	目	11	事業開始年度	昭和58年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第7章	地域で支え合う、安全で安心なまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	39	地域コミュニティ活動の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	2	地域コミュニティ活動の支援	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市自治会集会施設等整備事業補助金交付要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	補助金			
対象(誰・何を対象に)	自治会			
目的(対象をどのようにしたいか)	自治会集会施設の整備を支援し、コミュニティ活動の推進を図る。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	自治会集会施設の修繕及び増改築に対し補助金を交付する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

前年度に修繕計画書を提出した自治会に対して、補助金を交付する。 自治会に翌年度の修繕計画書の提出を依頼する。

4. 取組実績(Do)

前年度に修繕計画書を提出した44自治会のうち、30自治会分採択された。緊急修繕を含めると58件に対して補助金を交付した。自治会に翌年度の修繕計画書の提出を依頼したところ、50自治会から修繕計画書の提出があった。 ・増改築修繕補助金:【補助率】事業に要する経費の3分の2 【上限】200万円 (2年連続の申請不可)

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費	A	1,494	1,521	1,526	1,526	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	28,477	33,344	31,814	30,926	
	補助金	28,477	33,344	31,814	30,926	
総支出(A+B)		29,971	34,865	33,340	32,452	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0
使用料・手数料	0	0	0	0
その他特定財源	0	0	0	0
一般財源	29,971	34,865	33,340	32,452
総収入	29,971	34,865	33,340	32,452

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
補助金交付件数	件	59.0	57.0	58.0	50.0	574.83
指標の定義・説明	自治会集会施設の修繕及び増改築に対する補助金の交付件数					611.66
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

(2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 自治会集会施設の整備は公共性が強く、修繕費用の一部を市が負担する必要がある。また、建築年の古い施設が多く、バリアフリー化や老朽化に伴う修繕の要望が多くなっているため、今後補助率の見直しを検討する。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか 第四次川越市総合計画の取組施策(NO.39-2)に記載されている事業である。
達成度	A	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 予算額に対して要望が多いため、修繕が翌年度になる場合もあるが、台風等の影響により、緊急修繕で対応した件数は28件あった。要望に対する補助件数は達成できている。
効率性	B	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか 最小限の人員で行っており、補助金を減額する以外、コスト削減の余地はない。修繕費用の一部は自治会が負担しており、補助金の交付が同じ自治会に偏らないようにしている。
総合評価	A	自治会集会施設は、建築年の古い施設が多く、今後もバリアフリー化や老朽化に伴う修繕の要望が多くなる見込みである。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
元年度	令和2年度の予算要求のため、例年8月に「自治会集会施設増改築修繕計画書」を全自治会宛てに送付している。併せて同封している「自治会集会施設整備等事業補助金(建物の増改築修繕)交付概要」の補助率欄に、「※多くの自治会へ補助を可能とするため、補助率は今後見直す可能性があります。」という一文を追記した。
2年度	前年度に要望があった自治会に対して補助金を交付することにより、コミュニティ活動の推進に必要な施設整備を推進していく。また、補助率について見直しを具体的に検討する。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

中核市を対象に実施した調査では、年間の予算枠を設定する市と申請に基づき毎年の予算額が変動する市に分かれている。
[近隣市の状況]所沢市:補助率4分の3、上限200万円 川口市:補助率2分の1、上限500万円 越谷市:補助率100分の55、上限額300万円

(2) これまでの見直しや改善等の経過

自治会集会所修繕計画書に見積書・修繕箇所の写真を添付していただくことにより、事業の実効性と事業規模の把握、適正化に努めている。